⑵　測量・建設コンサルタント等業務　次の①から⑤までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。
①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者
⑶　契約の履行に当たり、⑴②に該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

5　競争参加者の資格審査
⑴　競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、建設工事の場合は工事種別ごとに、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第29条第２項、測量・建設コンサルタント等業務の場合は業種区分ごとに、訓令第31条第２項に規定する総合審査数値の算定をもって行う。
⑵　審査基準日　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。

6　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知する。

7　競争参加資格の有効期間　資格認定の日から令和７年３月31日までとする。

8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格
特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
建設工事等の競争参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の競争参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、再度の競争参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における新設会社
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑷　次の①から⑥までに掲げる場合の建設工事の申請については、郵送又は電子メールに限るものとする。
①　申請者が経常建設共同企業体である場合
②　申請者が事業協同組合であり、かつ、特例計算を希望する場合
③　申請者が協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
④　合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）
⑤　申請者が更生手続等開始決定者である場合（⑵に掲げる再認定を受けている場合は除く。）
⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合
⑸　申請者が更生手続等開始決定者で、⑵に掲げる再認定を受けていない場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、郵送に限るものとする。

9　本公示に係る問い合わせ先　防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室建設契約審査班
03―5366―3111（内線36444）

別記　適用官署及び申請書の受付機関
1　適用官署　防衛省の各機関及び各部隊
2　受付機関
⑴　北海道防衛局　受付窓口　北海道防衛局総務部契約課（〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　電話011―272―7513）
mail：keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
管轄区域　北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）
⑵　帯広防衛支局　受付窓口　帯広防衛支局総務課契約審査係（〒080―0016 北海道帯広市西６条南７―３帯広地方合同庁舎２階　電話0155―22―1175）
mail：ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
管轄区域　北海道のうち、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の各振興局管内
⑶　東北防衛局　受付窓口　東北防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒983―0842 宮城県仙台市宮城野区五輪１―３―15仙台第３合同庁舎　電話022―297―8296）
mail：keiyaku-th@ext.tohoku.rdb.mod.go.jp
管轄区域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
⑷　北関東防衛局　受付窓口　北関東防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館　電話048―600―1800）
mail：Shinseikoji-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp
管轄区域　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
⑸　南関東防衛局　受付窓口　南関東防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57横浜第２合同庁舎　電話045―211―7143）
mail：sk-7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp
管轄区域　神奈川県、山梨県及び静岡県
⑹　近畿中部防衛局　受付窓口　近畿中部防衛局総務部契約課契約審査係（〒540―0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－67大阪合同庁舎第２号館　電話06―6945―5741）
mail：keiyaku-k@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp
管轄区域　富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、愛知県及び三重県
⑺　中国四国防衛局　受付窓口　中国四国防衛局総務部契約課（〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎４号館　電話082―223―7233）
mail：keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp
管轄区域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
⑻　九州防衛局　受付窓口　九州防衛局総務部契約課契約審査係（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎　電話092―483―8829）
mail：ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
管轄区域　福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県
⑼　熊本防衛支局　受付窓口　熊本防衛支局総務課契約室（〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１－11　電話096－368－2174）
mail：Ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
管轄区域　熊本県、宮崎県及び鹿児島県